

豊島区専任を必要とする主任技術者の兼務の取扱いに関する運用基準

制定 平成 30 年 3 月 7 日

総務部長決定

改正 令和 4 年 3 月 31 日

改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、豊島区発注工事における建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」という。）第 27 条第 2 項の適用を受ける専任を必要とする主任技術者（以下、「専任技術者」という。）が兼務することができる場合について、必要な事項を定めるものとする。

(兼務を認める要件)

第 2 条 令第 27 条第 2 項の規定の適用を受ける専任技術者は、次の各号の全てを満たす場合に主任技術者を兼務することができるものとする。兼務することができる工事は、豊島区（以下、「区」という。）が発注する工事に限らず、区が発注する工事以外の工事（民間企業等が発注する工事を含む）も対象とする。

(1) 当該工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事とは、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請け業者で施工する場合等も含まれるものとする。

(2) 施工能力審査型総合評価方式により落札者を決定する工事でないこと。

(3) 兼務できる工事は、現場間の距離が概ね 10 km 以内であること。

(4) 発注公告により兼務できる工事であることを明示していること。

(5) 専任技術者の兼務を希望する事業者の前年度または当該年度における工事成績評定（豊島区請負工事成績評定要綱（平成 20 年 4 月 1 日総務部長決定）に規定する工事成績評定をいう。）が 60 点以上であること。

(6) 区工事主管課の所属長が、工事の適正な施工に支障があり兼務を認めることが適当でないと判断した工事でないこと。

2 区が発注する工事及び他の工事（区が発注する工事以外も含む）との間で、同一の専任技術者に兼務させる場合は、区及び他の発注機関が相互に認めた場合に限り兼務することができるものとする。

3 区が発注する当該工事において現場代理人と専任技術者を兼務していないこと。

4 対象は、元請の専任技術者とする。

(兼務できる工事数)

第3条 同一の専任技術者が兼務することができる工事の数は、専任を必要とする工事を
含み2件までとする。ただし、同一あるいは別の発注者が、同一の事業者と締結する契
約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつそれぞれの工事の対象とな
る工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約によ
り締結される場合に限る。）については、これらの複数の工事を一の工事とみなす。

（兼務に関する手続き等）

第4条 専任技術者の兼務については、次の手続きを行うこととする。

- （1）区が発注する工事において、専任技術者の兼務を認める場合は、起工時に区工事主
管課の担当者から区契約担当者へ提出する「発注予定工事」に兼務の可否を記載する。
- （2）区契約管財課は、発注公告に当該工事に係る兼務の可否を記載する。
専任技術者の兼務を認める工事である場合は、発注公告に「専任を必要とする主任技
術者の兼務申請書」（第1号様式。以下「申請書」という。）を添付する。
- （3）専任技術者の兼務を希望する事業者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス
により、入札参加希望申請時に申請書を区長に提出しなければならない。また、その
ほか必要に応じて兼務を希望する工事に関する資料（詳細は申請書による。）の提出を
求めるものとする。
- 2 前項の規定により、事業者が兼務を希望できる専任技術者は、兼務を希望する工事の案件
が公表された時点において、既に履行中の他の工事に従事している技術者に限る。
- 3 区長は、第1項の規定により申請書の提出があった場合は、専任技術者の兼務の可否につ
いて遅滞なく事業者に連絡しなければならない。
- 4 区長は、区が既に発注した工事に配置している専任技術者が、技術者として、他の工事（区
が発注する工事以外も含む）を兼務しようとする場合は、当該工事を受注した事業者に対して、
申請書の提出を求めるものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告開始する工事について適用する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に公告開始する工事について適用する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に公告開始する工事について適用する。

「別紙」

1 第2条第1項第1号にいう工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事とは、工事に含まれる主な工作物が同種類のものとする。

例：舗装（仮復旧を除く）、水道施設、下水道施設、コンクリート構造物、土工（切盛土）など

2 第2条第1項第1号にいう施工に当たり相互に調整を要する工事とは、主に以下のものとする。

- ① 工事用道路（施設の出入口等も含む）を共有しており、工程調整が必要な工事
- ② 現場発生土等を流用し調整が必要な工事
- ③ 交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事
- ④ 同一の河川または同一の敷地施設の工事（公園、住宅、浄水場、水再生センターなど）
- ⑤ 資材の調達を一括で行う工事

(第1号様式)

専任を必要とする主任技術者の兼務申請書

年 月 日

豊島区長

住所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので申請します。
なお、兼務にあたっては、安全管理及び工程管理に万全を期し施工いたします。

兼務が可能な理由 (具体的に記載してください。)		
主任技術者氏名(予定)		
希望申請案件	工事件名	
	工事場所	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	現場代理人予定者	
履行中の工事	専任・非専任の区分	専任・非専任 ※どちらかに○をつける
	発注者	
	担当者名および連絡先	
	工事件名	
	契約番号 契約金額	
	工事場所	
	希望申請案件との直接 距離	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
現場代理人氏名		

